

平成30年度（2018年度）決算に基づく 健全化判断比率等審査意見書

熊本市監査委員

熊 監 発 第 1 8 3 号
令和元年（2019年）8月7日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市監査委員 三 島 良 之

熊本市監査委員 村 上 博

熊本市監査委員 池 田 泰 紀

熊本市監査委員 高 島 剛 一

平成30年度（2018年度）決算に基づく健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度（2018年度）熊本市決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

健全化判断比率等審査意見

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の着眼点	1
第 3	審査の主な実施内容	1
第 4	審査の実施場所及び日程	1
第 5	審査の結果	2
1	健全化判断比率について	2
(1)	健全化判断比率の状況	2
(2)	健全化判断比率の算定項目の前年度との比較	3
2	資金不足比率について	5
(1)	資金不足比率の状況	5
(2)	資金不足比率の算定項目の前年度との比較	5

参考資料

資料 1	指定都市の状況（平成29年度〔2017年度〕）	8
資料 2	健全化判断比率の推移	10
資料 3	用語の解説	11

注 意 事 項

各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「 - 」… 記載すべき比率、数値がないことを表すもの。

「 」… 数値の減少を表すもの。

（関係条文）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

審査の対象とした比率は、平成30年度(2018年度)熊本市決算における健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び公営企業会計決算における資金不足比率であり、各比率で適用する本市における会計区分は次のとおりである。

会計区分

会計区分			健全化指標の適用範囲		
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計			
		産業振興資金会計			
		公共用地先行取得事業会計			
		都市開発資金貸付事業会計			
		熊本駅西土地区画整理事業会計			
		植木中央土地区画整理事業会計			
		奨学金貸付事業会計			
		公債管理会計			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		資金不足比率	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計
	公営企業に係る会計	国民健康保険会計			
		介護保険会計			
		後期高齢者医療会計			
		競輪事業会計			
		地下駐車場事業会計			
		農業集落排水事業会計			
		食品工業団地用地会計			
		病院事業会計			
		水道事業会計			
		工業用水道事業会計			
公営企業会計	公営企業に係る会計	下水道事業会計			
		交通事業会計			

第2 審査の着眼点

別に定める監査等の着眼点に基づいて実施した。

第3 審査の主な実施内容

審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の実施場所及び日程

実施場所：監査事務局執務室

日 程：令和元年(2019年)7月16日(火)から同月30日(火)まで
(令和元年〔2019年〕7月16日〔火〕概況説明)

第5 審査の結果

1 健全化判断比率について

(1) 健全化判断比率の状況

平成30年度（2018年度）熊本市決算における健全化判断比率は次のとおりである。

健全化判断比率及び早期健全化基準

（単位：％）

	平成30年度（2018年度）	平成29年度（2017年度）	早期健全化基準
ア 実質赤字比率	-	-	11.25
イ 連結実質赤字比率	-	-	16.25
ウ 実質公債費比率	7.7	8.8	25.0
エ 将来負担比率	116.6	127.8	400.0

ア 実質赤字比率について

平成30年度（2018年度）決算における一般会計等の実質収支額は64億2,119万円の黒字であり、実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準11.25%を下回っている。

イ 連結実質赤字比率について

平成30年度（2018年度）決算における一般会計等に公営事業会計（公営企業会計を含む。）を加えた連結実質収支額は331億6,056万円の黒字であり、連結実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準16.25%を下回っている。

ウ 実質公債費比率について

平成30年度（2018年度）決算における実質公債費比率は前年度より1.1ポイント低下しており7.7%となっている。したがって、早期健全化基準25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

平成30年度（2018年度）決算における将来負担比率は前年度より11.2ポイント低下しており116.6%となっている。したがって、早期健全化基準400.0%を下回っている。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（指定都市の状況及び健全化判断比率の推移は、資料1、2を参照）

(2) 健全化判断比率の算定項目の前年度との比較

平成30年度（2018年度）決算における健全化判断比率と平成29年度（2017年度）決算における健全化判断比率の比較及び同比率の算定根拠となる主な基礎数値の比較については次のとおりとなっている。

実質赤字比率 (単位：千円、%)

	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	差引増減
実質赤字比率	—	—	—
一般会計等の実質赤字額	6,421,192	6,257,525	163,667
一般会計	5,977,230	5,822,510	154,720
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	225,390	210,246	15,144
産業振興資金会計	178,464	178,462	2
公共用地先行取得事業会計	0	—	—
都市開発資金貸付事業会計	0	0	—
熊本駅西土地地区画整理事業会計	25,000	25,803	803
植木中央土地地区画整理事業会計	5,970	14,995	9,025
奨学金貸付事業会計	9,138	5,509	3,629
公債管理会計	0	0	—

(注) 表中、負の値()で示した額は黒字であることを表す。

連結実質赤字比率 (単位：千円、%)

	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	差引増減
連結実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字額	33,160,560	29,880,751	3,279,809
一般会計等の実質赤字額	6,421,192	6,257,525	163,667
国民健康保険会計	2,474,756	2,387,661	87,095
介護保険会計	3,855,252	1,836,573	2,018,679
後期高齢者医療会計	304,807	284,471	20,336
競輪事業会計	74,296	191,169	116,873
地下駐車場事業会計	0	10,472	10,472
農業集落排水事業会計	5,606	5,545	61
食品工業団地用地会計	0	557	557
病院事業会計	0	0	—
水道事業会計	13,183,004	12,416,178	766,826
下水道事業会計	10,525,175	10,105,569	419,606
工業用水道事業会計	16,856	17,489	633
交通事業会計	1,249,128	1,142,864	106,264

(注) 表中、負の値()で示した額は黒字であることを表す。

実質公債費比率

(単位：千円、%)

	平成30年度 (2018年度)			平成29年度 (2017年度)	差引増減
実質公債費比率	7.7			8.8	1.1
	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	平成28年度 (2016年度)		
単年度比率	6.492	7.705	9.160		
地方債の元利償還金(A)	30,780,180	30,940,505	31,480,625		
準元利償還金等(B)	7,576,864	8,357,100	8,363,908		
(A)(B)に充てられる特定財源	6,725,845	5,867,834	6,583,561		
(A)(B)に係る基準財政需要額算入額	20,545,433	20,425,987	20,357,830		
標準財政規模	191,297,285	189,204,712	161,218,179		

(注) 実質公債費比率の算定は当該年度を含めた3箇年の平均で算定するため、各年度の数値を記載している。

将来負担比率

(単位：千円、%)

	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	差引増減
将来負担比率	116.6	127.8	11.2
将来負担額	601,189,744	593,811,096	7,378,648
地方債現在高	454,325,134	443,110,965	11,214,169
公営企業債等繰入見込額	70,909,196	73,297,966	2,388,770
退職手当負担見込額	74,246,560	75,497,529	1,250,969
組合負担等見込額	1,873	2,510	637
債務負担行為に基づく支出予定額	1,706,981	1,902,126	195,145
充当可能財源等	401,928,656	377,979,725	23,948,931
充当可能基金	22,510,930	18,731,512	3,779,418
充当可能特定歳入	31,561,301	32,191,318	630,017
基準財政需要額算入見込額	347,856,425	327,056,895	20,799,530

標準財政規模

(単位：千円)

	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	差引増減
標準財政規模	191,297,285	189,204,712	2,092,573

2 資金不足比率について

(1) 資金不足比率の状況

平成30年度（2018年度）公営企業会計決算における資金不足比率は次のとおりである。

資金不足比率及び経営健全化基準

（単位：％）

	平成30年度（2018年度）	平成29年度（2017年度）	経営健全化基準
病院事業会計	-	-	20.0
水道事業会計	-	-	
下水道事業会計	-	-	
工業用水道事業会計	-	-	
交通事業会計	-	-	
農業集落排水事業会計	-	-	
食品工業団地用地会計	-	-	

平成30年度（2018年度）公営企業会計決算では、全ての会計で資金不足額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、経営健全化基準20.0%を下回っている。

(2) 資金不足比率の算定項目の前年度との比較

平成30年度（2018年度）決算における資金不足比率と平成29年度（2017年度）決算における資金不足比率の比較及び同比率の算定根拠となる主な基礎数値の比較については次のとおりとなっている。

資金不足比率

(単位：千円、%)

項目		平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	差引増減
法適用事業	病院事業会計	資金不足額	0	0
		流動負債額	3,958,727	833,648
		算入地方債	8,771,000	7,041,600
		流動資産額	4,226,644	2,203,832
		解消可能資金不足額	8,771,000	7,041,600
		事業規模	2,751,201	2,924,324
		資金不足比率	—	—
	水道事業会計	資金不足額	13,183,004	12,416,178
		流動負債額	2,716,257	1,986,084
		算入地方債	45,600	45,600
		流動資産額	15,944,861	14,447,862
		解消可能資金不足額	—	—
		事業規模	12,195,775	12,276,938
		資金不足比率	—	—
	下水道事業会計	資金不足額	10,525,175	10,105,569
		流動負債額	3,912,270	3,991,639
		算入地方債	110,592	110,755
		流動資産額	14,548,037	14,207,963
		解消可能資金不足額	—	—
		事業規模	11,595,437	11,613,083
		資金不足比率	—	—
	工業用水道 事業会計	資金不足額	16,856	17,489
		流動負債額	106	530
		算入地方債	100	100
		流動資産額	17,062	18,119
		解消可能資金不足額	—	—
		事業規模	3,307	3,382
		資金不足比率	—	—
	交通事業会計	資金不足額	1,249,128	1,142,864
		流動負債額	560,615	548,853
		算入地方債	—	—
		流動資産額	1,809,743	1,691,717
		解消可能資金不足額	—	—
		事業規模	1,696,270	1,714,093
		資金不足比率	—	—

項目			平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	差引増減
法非適用事業 (宅造事業外)	農業集落排水 事業会計	資金不足額	5,606	5,545	61
		歳出額	258,129	245,954	12,175
		歳入額	263,735	251,499	12,236
		解消可能資金不足額	—	—	—
		事業規模	32,947	31,357	1,590
		資金不足比率	—	—	—
法非適用事業 (宅造事業)	食品工業団地 用地会計	資金不足額	0	557	557
		歳出額	95,455	62,413	33,042
		地方債残高	—	—	—
		歳入額	95,455	62,970	32,485
		土地収入見込額	—	—	—
		解消可能資金不足額	—	—	—
		事業規模	34,784	557	34,227
		資金不足比率	—	—	—

(注) 表中、資金不足額欄において負の値()で示した額は資金剰余が生じていることを表す。
表中、解消可能資金不足額を差し引いて、資金剰余が生ずる場合はゼロとする。

参考資料

資料１ 指定都市の状況（平成29年度〔2017年度〕）

平成29年度(2017年度)決算に基づく健全化判断比率の状況(総務省ホームページより抜粋)

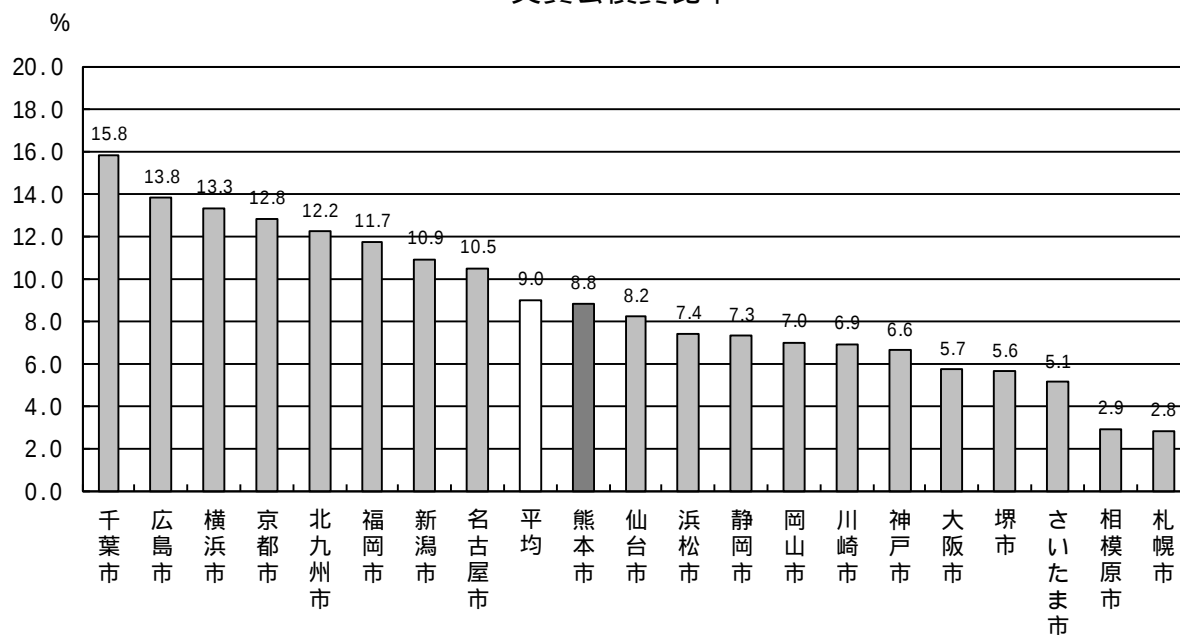
(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	—	—	2.8	63.8
仙台市	—	—	8.2	101.1
さいたま市	—	—	5.1	15.3
千葉市	—	—	15.8	159.4
横浜市	—	—	13.3	145.6
川崎市	—	—	6.9	121.7
相模原市	—	—	2.9	39.0
新潟市	—	—	10.9	146.1
静岡市	—	—	7.3	56.9
浜松市	—	—	7.4	—
名古屋市	—	—	10.5	125.0
京都市	—	—	12.8	197.4
大阪市	—	—	5.7	65.2
堺市	—	—	5.6	22.9
神戸市	—	—	6.6	78.8
岡山市	—	—	7.0	18.3
広島市	—	—	13.8	199.6
北九州市	—	—	12.2	175.6
福岡市	—	—	11.7	135.5
熊本市	—	—	8.8	127.8
平均	—	—	9.0	106.0

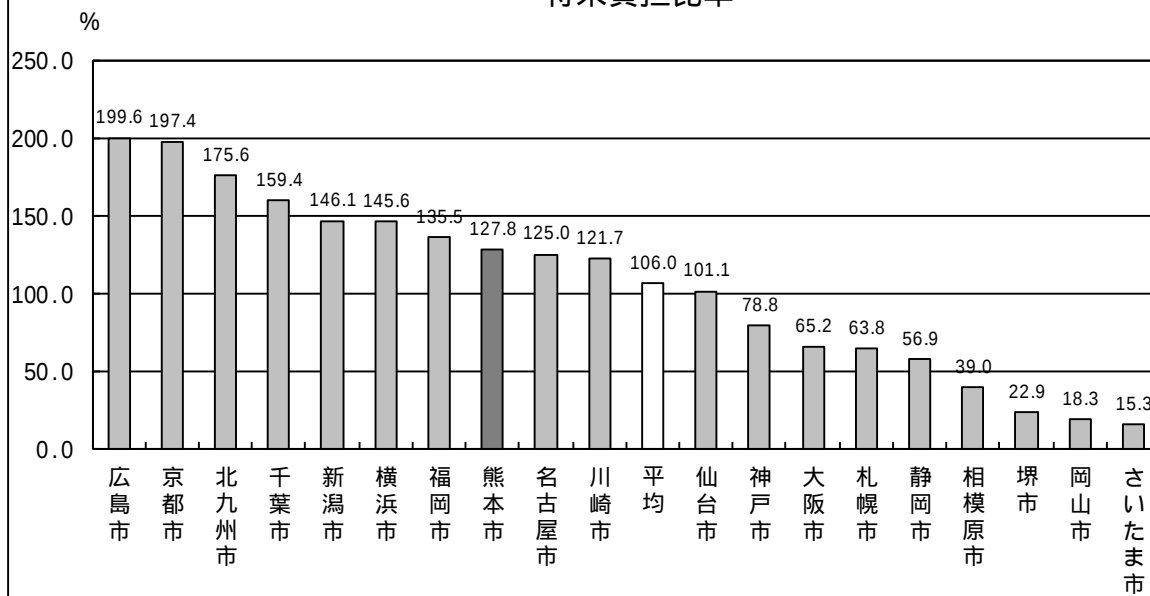
平成29年度（2017年度）決算に基づく指定都市の健全化判断比率は上記のとおりであり、実質公債費比率の平均が9.0%、将来負担比率の平均が106.0%であった（いずれも加重平均）。熊本市の平成29年度（2017年度）の実質公債費比率は8.8%で、指定都市の平均を少し下回る結果であり、将来負担比率は127.8%で、平均を少し上回る結果であった。

なお、平成30年度（2018年度）の実質公債費比率は7.7%、将来負担比率は116.6%となっている。

実質公債費比率



将来負担比率

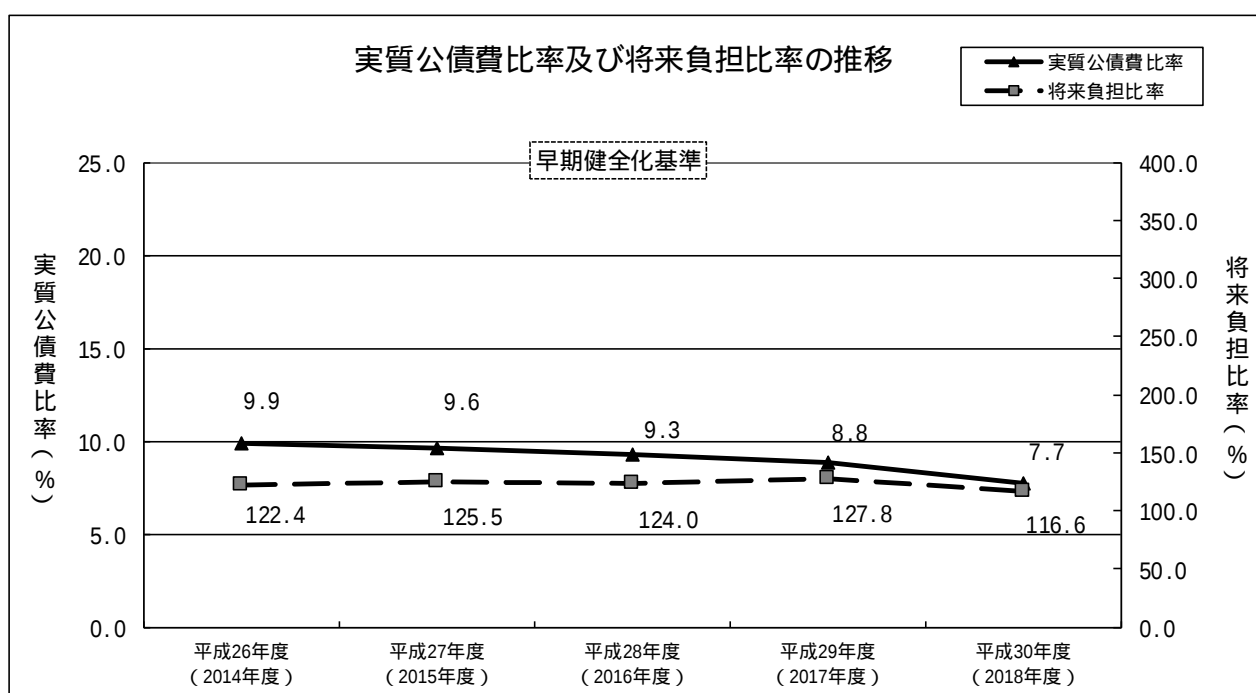


資料2 健全化判断比率の推移

熊本市決算における過去5年間の健全化判断比率の推移

(単位:%)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	9.9	9.6	9.3	8.8	7.7
将来負担比率	122.4	125.5	124.0	127.8	116.6



資料3 用語の解説

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。地方公共団体はこの健全化判断比率のいずれかが一定基準（早期健全化基準、財政再生基準）以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。以下、各比率を個別に説明する。

ア 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものといえる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものといえる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

ウ 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものといえる。

当該年度を含めた3箇年の単年度比率の平均により算出する。

実質公債費比率＝

（地方債の元利償還金＋準元利償還金）

－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

の3箇年平均

エ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものといえる。

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）

将来負担比率＝

標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

（２）資金不足比率

公営企業会計における経営の健全性を判断するに当たり、公営企業会計ごとに資金不足比率の算定を行う。比率が経営健全化基準以上となった場合には、当該企業は経営健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものといえる。

資金不足比率＝
$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$